

# 金融庁、セーフハーバー・ルールの具体的提案を含む 「ディスクロージャーワーキング・グループ（令和7年度）」報告を公表

Point  
1

## 有価証券届出書の提出免除基準の引き上げ等

スタートアップ企業等への資金供給と成長の促進を図る観点から、有価証券届出書の提出免除基準を1億円から5億円に引き上げることが提案されています。

また、少額募集制度（より簡易な様式による有価証券届出書の提出を認める制度）を利用できる資金調達額の範囲について、発行価額の総額を5億円以上10億円未満に引き上げることも提案されています。

Point  
2

## 特定投資家向けの資金調達に係る勧誘対象範囲の拡大

特定投資家の裾野を拡大し、スタートアップ企業等への資金供給の促進を図る観点から、特定投資家になるための移行手続を行っていない者（潜在的特定投資家）でも、特定投資家要件を満たす場合には、特定投資家私募の相手方の範囲に追加することが提案されています。

ただし、この提案は当局や自主規制機関による取組を通じた、制度の適正な運用が確保されることが前提とされています。



### ここに注目！

今後、本報告書の内容を踏まえ、法律改正をはじめとした必要な制度整備が行われる予定です。

また、検討事項に挙げられていた「有価証券報告書の記載事項の整理」については、内閣府令事項であることを踏まえ、2026年春以降に審議を行う予定である旨が言及されています。

Point  
3

## 株式報酬に係る開示規制の見直し

企業の役員・使用人による株券の所有を通じた、中長期的な企業価値向上への寄与および資産形成の観点から、企業が自社および子会社の役員・使用人に対し株券・新株予約権証券を交付する際の勧誘を行う場合は、上場・非上場にかかわらず、「募集」から除外する（有価証券届出書の提出を不要とする）ことが提案されています。

Point  
4

## セーフハーバー・ルールの導入

企業の積極的な情報開示を促す観点から、一定の場合に、非財務情報のうち、将来情報等（将来情報、見積り情報、統制の及ばない第三者から取得した情報）について、虚偽記載に対する金融商品取引法上の民事責任および行政責任（課徴金等）を負わないとする制度（セーフハーバー・ルール）の導入が提案されています。ただし、財務諸表に密接に関連する情報は、本制度の対象外とされています。